

企業会計基準適用指針公開草案第15号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理（案）」に対する意見

平成18年2月27日  
流動化・証券化協議会

この度、コメント募集された標記公開草案に対して、以下の通り意見を提出する。

〔意見箇所〕

第26項 第3段落

〔意見〕

以下のいずれかに変更していただきたい。なお、基本的には変更案Aとしていただきたいと考えるが、何らかの理由により、会計上、社債や貸付債権のような現物資産とは、別異の基準を設ける必要がある場合には、変更案Bを採用していただきたい。

（変更案A）

信用リスクに係るデリバティブが組み込まれた複合金融商品については、区分処理を必要とせず、一般の債券、貸付金、預金等と同様の扱いとする。すなわち、たとえば債券であれば、その信用力の程度や保有目的に応じて、投資有価証券、満期保有目的の債券、その他有価証券の何れの処理も許容することとする。

（変更案B）

下記のように文言を修正。

「特別目的会社が・・・（中略）・・・複合金融商品（例えば、クレジット・リンク債やシンセティック債務担保証券）について、当該複合金融商品の回収が確実に行われるものと認められる場合には、保有者において現物の金融資産の当初元本にリスクが及ぶ可能性は低いと考えられる。したがって、当該複合金融商品について、社内基準に基づき信用リスクが高くないと合理的に算定される場合又は格付機関（複数の格付機関から格付けを取得している場合はそのいずれか）から信用リスクが高くないと認められる信用格付け（発行される債券そのものには格付けが付与されていないが、参照組織または下位トランシェに格付けが付与されており、他の付随するリスクを勘案した上で当該債券の実質

的な格付けが合理的に判断できる場合には、それをもって当該債券の格付けとみなす。）を得ているような場合には、組込デリバティブのリスクが当初元本に及ぶ可能性は低いものとして取り扱うことができると考えられる。」

（注）「信用リスクが高くないと認められる信用格付け」の水準のイメージは、あえて表記すれば「投資適格」。

## 〔理由〕

### 1. 変更案Aについて

実質的にリスク・リターン特性が同様と思われるキャッシュ型CDOとシンセティック型CDOを比較した場合に、前者は社債等と同様に、「信用リスクが高くない」として、企業が定める一定の基準を満たすものについては「満期保有目的の債券」に区分することが許容されるのに対し、後者について許容されないことはバランスに欠くと思われる。

CDO等の金融資産に内包されている信用リスクの由来が、社債や貸付債権のような現物資産であるか、クレジットデリバティブであるかによって、会計上の取扱いを違える理由は乏しく、同様の扱いをすることが公正であると考えられる。

なお、米国では、FAS No. 133 及び No. 140 の見直しが検討されており、シンセティックCDOのように、優先劣後構造によりリスクの集約が行われているものは、組み込みデリバティブとは考えず、現物の債券と同様に扱う方向にあると理解している。

### 2. 変更案Bについて

#### (1) 「の当初元本」の追加

現物金融資産の当初元本にリスクが及ぶ可能性を論じているため。

#### (2) 「社内基準に基づき信用リスクが高くないと合理的に算定される場合」の追加

当協議会の基本的な考え方からすると、元金の償還可能性の判断基準を「満期保有目的の債券」とする場合の基準と同様とすることが適当であると考えられるため。  
（「1. 変更案Aについて」参照）

#### (3) 「格付機関（複数の格付機関から…〔中略〕…とみなす。）」への変更

格付機関の格付けを利用した会計処理の選択肢を設けるため<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 格付けは市場参加者が任意に利用するものであること、格付機関は格付基準をいつでも変更で

## (各論)

## ・「格付機関」

公開草案では、「複数の格付機関」となっていたところ、今後、より複雑化していくであろう複合商品市場の健全な発展という観点からは望ましいという声もあったものの、会計処理の基準として複数の格付機関の利用を求めることは、当協議会の基本的な考え方からすると（「1. 変更案Aについて」参照）、過重であると考えられるため<sup>2</sup>。

## ・「(複数の格付機関から…〔中略〕…そのいずれか)」

複数の格付機関から格付けを取得していた場合に、どちらか一方が基準を満たさなくなった場合における実務上の混乱を避けるため。

## ・「信用リスクが高くないと認められる信用格付け」

(注)「信用リスクが高くないと認められる信用格付け」の水準のイメージは、あえて表記すれば「投資適格」。

公開草案では、「ダブルA相当格以上」となっていたところ、当協議会の基本的な考え方からすると（「1. 変更案Aについて」参照）、過重であると考えられるため。

また、複合金融商品の特別目的会社が保有することが多い日本の国債に、一部の格付機関は必ずしもトリプルA格を付与していないため、事実上、シングルAが上限となる商品もあるため。

## ・「(発行される債券そのものには…〔中略〕…当該債券の格付けとみなす。)」

その実質にかんがみ、「信用リスクが高くないと認められる信用格付け」以上であろうと考えられるが、格付けを得ていないような場合（例えば、いわゆる「スーパーシニア」など）の取扱いを明確化するため。

---

きる自由を有していること、格付機関の独立性・健全性を確保する必要があることなどから、会計基準が格付けの利用を強制することにはより慎重であるべきとの声もあった。

<sup>2</sup> この他、単独格付けとすべき理由として、①いわゆる「パーゼルⅡ」（新BIS規制）の証券化エクスポージャーに関する格付準拠方式では単独格付けを許容している、②世界的にみても必ずしも複数格付けが前提となっているとは言い切れないシンセティックCDO等に、複数格付けを求めてコストを発生させることは過重ではないか、などの声もあった。